

第4回 第三者委員会 議事録

1. 日時:平成21年1月27日(火) 17:30~20:00
2. 委員の現在数:3名
3. 出席者と人数:
細田委員長、石川委員、辰巳委員 以上3名出席
その他(財)家電製品協会 事務局(4名)が陪席
4. 議題:① 特定家庭用機器追加に伴う2協力事業の対応策について
② 離島対策事業協力実施要項の一部の改正について
③ 平成21年のスケジュールについて
④ その他
5. 配布資料:① 委員名簿
② 特定家庭用機器追加に伴う2協力事業の対応策に関する一考察
③ 離島対策事業協力実施要項の一部の改正(案)
④ 平成21年のスケジュール(案)

6. 議事の内容

<主な質疑・意見>(◇は委員からの質問・意見、◆は事務局からの説明)

(1) 議題①について

◆「特定家庭用機器再商品化法施行令の一部を改正する政令」が平成20年12月5日に公布され、次の2品目が特定家庭用機器に追加されることとなった(当該政令の施行日は平成21年4月1日。追加される2品目を以下「追加品目」という。)

- ・ 液晶式テレビジョン受信機(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)、プラズマ式テレビジョン受信機(以下「薄型テレビ」という。)
- ・ 衣類乾燥機

平成21年4月1日以降における不法投棄未然防止事業協力(以下「不法投棄未然防止協力」という。)及び離島対策事業協力(以下「離島協力」という。)の対象に追加品目が入ってくることになるが、現在の覚書等はこれに対処するものとなっていない。

については追加品目について、以下の通り対応することを提案する。

<不法投棄未然防止協力について>

- ① 防止費用は無影響と考えられる。撤去等費用とリサイクル料金相当分費用についてはごく少額の増加が見込まれるが、制度設計の変更は必要ないと考えられる。
- ② このため、以下により対処することとしたい。
 - 1) 平成21年4月1日以降における不法投棄未然防止協力の対象に追加品目を含むこととする。
 - 2) このための金額は正確な予測が困難なこと、増加額は少額にとどまると見込まれることから上限額の変更は行わない。
 - 3) 第三者委員会事務局から不法投棄未然防止協力に係る覚書を締結した市町村に対し、上記

1)及び2)を通知する文書を発する。

<離島協力について>

① 追加品目に係る海上輸送費用が不明である。

② このため、以下により対処することとしたい。

1) 第一案は、薄型テレビに係る助成単価をブラウン管式テレビジョン受信機(以下「Bテレビ」という。)のそれと、衣類乾燥機に係る助成単価を電気洗濯機のそれと、それぞれ同額とする。

2) 第二案は、離島協力に係る覚書を締結した市町村に調査票を配布し、関係先と折衝の上、応募申請書に準じた形で追加品目に係る海上輸送費用の提出を求め、その結果を踏まえ、第三者委員会において助成単価を決定する。

3) 第二案は著しく費用対効果が悪いと考えられる。このため、第一案を第三者委員会に提案したい。

4) 第一案を採用する場合、薄型テレビの1台あたりの海上輸送費用がBテレビのそれよりも低額である可能性が高い。衣類乾燥機のそれと電気洗濯機のそれも同様と考えられる。その差額については、以下により対処することとしたい。

イ その差額が1台あたりの海上輸送費用と助成単価の差と同額かそれより小さい場合は助成率が追加品目に限って高くなることを許容することとしたい。

ロ その差額が1台あたりの海上輸送費用と助成単価の差と同額かそれより大きい場合は「均霈理論」との関係があるが、その処理は自治体に委ねることとしたい。

5) 第一案を採用する場合、第三者委員会事務局から離島協力に係る覚書を締結した市町村に対し、上記1)及び4)を通知する文書を発する。また、この措置は平成21年度限りとし、平成22年度以降については実額に基づく助成単価の決定を行う旨を当該文書の中で当該市町村に連絡する。

6) 第二案を採用する場合、離島協力に係る覚書の変更が必要となる。

◇ 議論の結果、不法投棄未然防止協力については事務局の提案どおり承認された。離島協力については、第一案を採択すること並びに4)及び5)の内容が承認された。

◆ 承認された対応策を不法投棄未然防止協力及び離島協力の第二次公募へ準用することを提案する。これについて議論願いたい。

◇ 議論の結果、上記提案は承認された。

(2) 議題②について

◆ 議題①において、離島協力の対応策については第一案が採用された。その結果、離島対策事業協力実施要項第5条第3項の規定と異なる方法により助成単価が決定されることとなった。従って、当該要項の改正が必要となる。今回の対応策は平成21年度に限るものであることから、当該要項に以下の附則を加えることにより対処することを提案する。

附 則

(助成単価の特例)

第1条 平成21年度におけるこの要項に基づく特定の離島地域に係る協力事業において、テレビジ

ン受信機(液晶式(電源として一次電池又は蓄電池を使用しないものに限り、建築物に組み込むことができるように設計したものを除く。)及びプラズマ式のものに限る。)(以下「薄型テレビ」という。)及び衣類乾燥機が廃棄物となったものであって、平成21年4月1日以降に再商品化等実施者に引き渡されたものに係る助成単価は、第5条第3項の規定にかかわらず、次に掲げる通りとする。

- ① 薄型テレビが廃棄物となったものに係る助成単価は、当該離島地域について本委員会が決定したブラウン管式テレビジョン受信機が廃棄物となったものに係るそれと同額とする。
- ② 衣類乾燥機が廃棄物となったものに係る助成単価は、当該離島地域について本委員会が決定した電気洗濯機が廃棄物となったものに係るそれと同額とする。

(施行期日)

第2条 前条の規定は平成21年4月1日から施行する。

◇ 議論の結果、事務局の提案どおり決定された。

(3) 議題③について

- ◆ 平成21年は配布資料③に記載しているスケジュールにて不法投棄未然防止協力及び離島対策事業協力を進行していきたい。ただし、このスケジュールは、現段階での想定に基づき作成しているため、今後の状況に応じて適宜第三者委員会委員に相談の上、修正していくこととしたい。
- ◇ 議論の結果、上記提案は承認された。

以上